

高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金の手続きに関するQ & A

	Q	A	
補助対象車両について	Q 1	<p>環境省の補助金対象となっている「環境配慮型先進トラック」の中に、購入を希望するトラックの仕様と同等の車両があるか否かをどうやって調べれば良いですか。</p>	<p>公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）のホームページに、補助金の交付対象として事前登録された車両情報（車名・通称名、自動車の型式など）が掲載されています。今後ハイブリッドトラック及び天然ガストラックを購入する予定の事業者様は、当該自動車の販売店担当者等から車名、型式などをお聞きになって確認してください。</p> <p>その販売店にJATAの補助対象車両が無い場合は、購入を希望するトラックの仕様と同等の車両がJATA補助対象車両に無いことを、車名、型式などからメーカーのホームページ等でご確認下さい。</p> <p>また、JATAのホームページの事前登録情報は随時更新されるため、最新の情報をご確認ください。</p>
	Q 2	<p>環境省の補助金対象となっている「環境配慮型先進トラック」を購入し、高砂市の補助金を申請しようとする場合に、環境省の補助金を受けていることが申請の条件になりますか。</p>	<p>環境省の補助金を受けていなくても高砂市の補助金の申請は可能ですが、環境省の補助金も申請されることをお勧めします（高砂市の補助金を受けたことによる環境省の補助金の減額はありませぬ）。</p>
	Q 3	<p>購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請はできますか。</p>	<p>ディーラーが所有者となっている場合は、補助金を申請できません。 （参考：補助要綱第4条）</p> <p>本補助金の交付の対象となる事業は、次条に規定する事業者が自ら所有するために、別表第1の第1欄に掲げる低公害車両（以下「補助対象車両」という。）を自ら購入する事業とする。</p>
	Q 4	<p>カーリースは補助金の対象となりますか。</p>	<p>補助対象外となります。補助対象車両を自ら所有していただくことが条件となります。</p>
	Q 5	<p>既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。</p>	<p>令和6年3月2日以降の購入（自動車検査証の登録年月日が令和6年3月2日以降）で補助の要件を満たすトラックであれば補助対象となります。</p> <p>必ず自動車検査証の登録日から60日以内に補助金を申請してください。</p>
	Q 6	<p>軽自動車も補助対象ですか。</p>	<p>補助対象外となります。</p>

交付申請の添付書類について	Q 7	申請者はどのような事業者ですか。	<p>市内に事業所を持ち、専ら市内を走行する自家用トラックを業務の用に供する事業者であれば、職種は問いませんが、市税等の滞納がなく、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められることが必要です。</p> <p>補助金交付申請書（様式第1号）内の誓約書において、この内容を誓約していただきます。</p>
	Q 8	申請者は法人でなければいけないのでしょうか。	<p>申請者は法人でなくても、個人事業者でトラックを使用して事業を営業者であれば申請できます。（例：個人商店において配達用に使うトラックの場合など）。</p>
	Q 9	申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。	<p>申請者は、自動車検査証の所有者です。</p> <p>従いまして、補助対象事業者が高砂市外に本社を置き、高砂市内に事業所を持つ中小事業者である場合は、自動車検査証の使用の本拠が高砂市内であり、かつ高砂市内の事業所住所と一致する場合に、所有者欄に記載されている市外の事業者に対して補助を行います。</p>
	Q 10	補助対象車両が中古車である場合、登録事項等証明書（詳細登録証明書）はどこで入手できますか。	<p>神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所にて、登録事項証明書の詳細証明（現在の内容に加え、新規で登録してからの履歴がわかる証明）を取得してください。</p> <p>その際、『自動車登録番号』と『車台番号』の双方を請求書に記載する必要があります。</p>
	Q 11	添付書類の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。	<p>指定様式はございませんが、車両代金見積書については参考様式をお示ししています。</p> <p>各社の様式で結構ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書には、車両本体価格（特殊車については、架装部分にかかる費用、改造費）などの補助対象経費にかかる内訳と、補助対象車両の登録番号又は車台番号 ・領収書等には、補助対象車両の登録番号又は車台番号 <p>を記載していただく必要があります。</p> <p>また、各書面の宛先と申請者名が一致することも必要です。</p>
	Q 12	電子取引で領収証がでないものについてはどうするのですか。	<p>別途、申請用の領収証を作成して頂き、その写しを提出してください。</p> <p>なお、領収書の作成がどうしてもできない場合には、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることか確認できる振込記録等の写しを提出してください。</p>
	Q 13	手形処理で車両を購入した場合、領収証を発行されないが、銀行の手形処理の電子領収証で申請等することができますか。	<p>電子領収証もしくは通常（手形）の領収証を添付してください。</p>
	Q 14	登記事項証明書は、どの種の証明書を提出するのですか。	<p>登記事項証明書としては、現在事項全部証明書の写し（コピー）を提出してください。</p>
	Q 15	「補助対象事業者の事業内容及び補助対象車両の走行計画等の資料（補助対象事業者の事業の用に供するため、補助対象車両が専ら高砂市内を走行することが確認できるもの）」とはどんなものか教えてください。	<p>補助金申請者の事業内容がわかる事業報告書などで、専ら高砂市内を補助対象車両で走行する事業活動の内容を確認するとともに、委託契約書や納品書等、その事業活動の実施を裏付ける資料をご提出いただいで審査します。詳しくは、高砂市環境政策課にご確認ください。</p>

申請方法について	Q16	申請書の添付書類が一部不足していても、後日提出することにして受付していただけますか。	添付書類に不足がある場合、申請の受付はできません。
	Q17	Eメール等電磁的方法で申請書類を送信する場合、誰が送信しても良いのでしょうか。	申請書に入力された責任者又は担当者のEメールアドレスからお送り下さい。 他の連絡先からの送信は受けられません。
	Q18	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	提出予定申請書類をメール及びFAX等で送って頂ければ事前確認は行いますのでご相談ください。
財産処分制限期間について	Q19	補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。	補助金を受けて購入した車両が、財産処分制限期間（新車である場合は4年。ただし、最大積載量が2トン以下の場合にあっては3年。）内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。 ※制限期間内に財産処分を行う際は、必ず高砂市環境政策課に相談してください。
	Q20	申請者が、補助対象車両を使用する事業を継続できなくなった場合、補助金の返還は必要ですか。	財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合は、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を返還していただきます。 さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付していただきます。 ※詳細につきましては別途高砂市環境政策課に相談してください。
補助金交付スケジュールについて	Q21	補助金の申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。	交付申請書を受け取った日から30日程度で審査を終了し、申請者に補助金交付決定通知書と補助金交付請求書を送付いたします。 その後、補助金交付請求書を提出いただいた日から、問題が無ければ、補助金の支払いまではおおよそ14日程度と思われます。 ただし、予算の範囲を超えた日に複数の申請があったときには、その補助申請者全員を対象に抽選を行うため、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ます。
	Q22	補助対象車両の登録日が令和7年3月2日以降の場合、補助金の申請スケジュールはどうなりますか。	令和7年度予算において補助を行う予定としておりますが、予算成立が前提であり、内容などを変更する場合があります。 なお、令和7年3月1日（最終日）に補助対象車両を購入した場合は、令和7年3月31日までに補助金の申請をしなければなりませんのでご留意願います。